

貸暗号資産プレミアムサービス約款 新旧対照表

2023年3月1日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
3 頁目	<p>第6条（証拠金）</p> <p>1 お客様（ただし、個人のお客様に限ります。以下この条において同じ。）は、貸暗号資産プレミアムサービスの申込みをする場合、あらかじめ、当社所定の額以上の証拠金を日本円で当社に預託するものとし、当社は、証拠金を取引開始日においてお客様口座から引き落とす方法により、証拠金の預託を受け付けるものとします。なお、実行時点におけるお客様口座の金銭の残高が当社所定の額に満たない場合は、貸暗号資産プレミアムサービスは実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。</p>	<p>第6条（証拠金）</p> <p>1 お客様は、貸暗号資産プレミアムサービスの申込みをする場合、あらかじめ、当社所定の額以上の証拠金を日本円で当社に預託するものとし、当社は、証拠金を取引開始日においてお客様口座から引き落とす方法により、証拠金の預託を受け付けるものとします。なお、実行時点におけるお客様口座の金銭の残高が当社所定の額に満たない場合は、貸暗号資産プレミアムサービスは実行されず、個別契約は自動的に解除されるものとします。</p>
4 頁目	<p>第8条（同意事項）</p> <p>お客様は、貸暗号資産プレミアムサービスに関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>（4）貸暗号資産プレミアムサービスは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条22項3号に定める店頭デリバティブ取引に該当するものであり、そのため個人のお客様にあっては証拠金の預託が必要であること。</p>	<p>第8条（同意事項）</p> <p>お客様は、貸暗号資産プレミアムサービスに関して、以下の各号に定める事項に同意するものとします。</p> <p>（省略）</p> <p>（4）貸暗号資産プレミアムサービスは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第2条22項3号に定める店頭デリバティブ取引に該当するものであり、そのため証拠金の預託が必要であること。</p>
5 頁目	<p>第11条（お客様による解約）</p>	<p>第11条（お客様による解約）</p>

貸暗号資産プレミアムサービス約款 新旧対照表

2023年3月1日
GMOコイン株式会社

Page	新	旧
	<p>(省略)</p> <p>2 前項に従ってお客様が個別契約を解約した場合、円転特約は失効するとともに、当社は、当社が解約のお申し出を受け付けた日から3営業日後（土日祝日及び年末年始は除く）までに、お客様から借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産及び預託された証拠金がある場合は当該証拠金と同額の日本円をお客様口座に送付、反映する方法で対象暗号資産及び証拠金を返還します。この場合、当社は、特約権料を支払いません。</p> <p>3 第1項に定める解約手数料は、前項に従って当社がお客様に返還する暗号資産から控除する方法で支払うものとします。ただし、第1項に定める解約手数料がお客様に返還する暗号資産の数量を超える場合であって、前項に従って当社がお客様に返還する証拠金が存在するときは、当該超える部分の数量に相当する金額を当該証拠金から控除する方法で支払うものとします。</p>	<p>(省略)</p> <p>2 前項に従ってお客様が個別契約を解約した場合、円転特約は失効するとともに、当社は、当社が解約のお申し出を受け付けた日から3営業日後（土日祝日及び年末年始は除く）までに、お客様から借り入れた対象暗号資産と同種、同等、同量の暗号資産及び預託された証拠金と同額の日本円をお客様口座に送付、反映する方法で対象暗号資産及び証拠金を返還します。この場合、当社は、特約権料を支払いません。</p> <p>3 第1項に定める解約手数料は、前項に従って当社がお客様に返還する暗号資産から控除する方法で支払うものとします。ただし、第1項に定める解約手数料がお客様に返還する暗号資産の数量を超える場合は、当該超える部分の数量に相当する金額を前項に従って当社がお客様に返還する証拠金から控除する方法で支払うものとします。</p>

以上